胸部外科教育施設協議会　令和５年度第１回幹事会議事録

日　時：令和５年６月 17 日（土）12：00 開始
場　所：森秋旅館　会議室『蓬春』

次　第

１．坂本会長の挨拶

昨年の学術集会はコロナ禍でのハイブリッド開催という形であったが、今年の学術集会は５月から新型コロナウイルス感染症も５類となり、３年ぶりの完全オンサイトでの開催となった。

２．昨年度の会計報告について

資料１に沿って昨年度の会計報告を行った。監事の湘南東部総合病院 田尻 道彦 先生より決算書に問題がない旨のご報告をいただき、幹事の先生方にご承認をいただいた。

３．今年度の予算について

資料２に沿って今年度予算案について説明し、幹事の先生方にご承認をいただいた。

４．今年度事業計画について

資料３に沿って今年度事業計画をご説明した。

今年度の第２回幹事会は例年、日本胸部外科学会学術集会の開催前日に開催してきたが、今年は日本胸部外科学会が学術集会前日に評議員会を開催せず、別日に行うという通達があった。当協議会の幹事会は、学術集会前日の夕方に行うか、会期初日の朝に行うか、会場手配の問題も含めて検討していかなければならない。

また、今年度も日本胸部外科学会学術集会でブース出展し、昨年のように会員施設のリクルート情報を掲載していく予定である。施設年会費をお支払いいただいているご施設であれば無料でリクルート情報を掲載できるので、是非積極的に活用いただきたい。

５．新任幹事・交代幹事・退会施設の報告

資料４の通り新任幹事、交代幹事の報告および退会施設を報告し、ご承認をいただいた。

6. 胸部外科教育施設協議会の英語名称、略称について

現在の英語名称が"Council of Designated Teaching Institutions"であり「胸部外科」という表記が抜けている。「胸部外科」という要素を盛り込んだ形で英語名称の変更を検討する事となり、昨年末から幹事の先生方より名称案をいただいた。

その投票結果は資料 5 の通りとなり、最も得票数が高かった案に坂本会長の改良案を加えた Japanese Council of designated teaching institutions for Cardio-Thoracic Surgery（略称：J-CONNECTS）に決定した。

7. 第 37 回学術集会・総会 当番幹事の選定について

2025 年に開催する胸部外科教育施設協議会学術集会・総会の当番幹事を募り、済生会熊本病院　心臓血管外科　押富 隆 先生にご担当いただけることとなった。

8. 会則・細則の改正について

第 6 条（役員）の項について、現在は会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名と規定されているが、会長と副会長が同時に交代となる懸念があり、これらの引継ぎ期間も鑑みて、会長 1 名、副会長 2～3 名、監事 2～3 名に改正したい。幹事の先生方にご承認をいただいた。

9. 第 36 回学術集会・総会 当番幹事の挨拶

来年開催の第 36 回胸部外科教育施設協議会学術集会・総会の当番幹事である、市立札幌病院 心臓血管外科　中村 雅則 先生、呼吸器外科　櫻庭 幹 先生よりそれぞれご挨拶をいただいた。

中村先生：昨年の幹事会で 2024 年の学術集会は札幌でやらせていただくこととなりました。本日の群馬での学術集会では当番幹事の川島先生、江連先生が多岐に渡るご準備をされていて（来年は）大丈夫かなと思っているところですが、今日の学術集会や懇親会で色々参考にさせていただきながら、皆様からも来年の学術集会で何をやりたいと希望されるか忌憚のないご意見をいただければと思います。呼吸器外科分野の櫻庭先生と一緒に札幌でやりたいと思います。宜しくお願いいたします。

櫻庭先生：実は市立札幌病院の呼吸器外科はこちらの協議会に入っておりませんで、来年中村先生が当番幹事をされるという事で、この度入会をさせていただき幹事もさせていただけるという事となりました。来年の 6 月に開催予定ですが、（北海道は）梅雨がありませんし、比較的涼しい中で開催できるのではないかと思います。皆様からご意見をいただいて良い会にしていけたらと思いますので、ご協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

10. 第 35 回学術集会・総会 当番幹事の挨拶

本日開催する第36回胸部外科教育施設協議会学術集会・総会の当番幹事である、国立病院機構渋川医療センター　呼吸器外科　川島 修 先生、群馬県立心臓血管センター　心臓血管外科　江連 雅彦 先生よりそれぞれご挨拶をいただいた。

川島先生：今回当番幹事をさせていただく渋川医療センターの川島と申します。本日は群馬までお越しいただきありがとうございます。今回、若い先生にどうやって参加してもらおうかと考えまして、何もないとなかなか参加いただけないため、発表をしてもらおうということで色々な先生にお願いしまして特別講演も含め20ほどの演題が出ました。少々タイトなスケジュールとなってしまいましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

江連先生：遠路はるばるお越しいただきありがとうございます。群馬は少し暑いのですが、ここ（伊香保温泉）は少し標高があるので市街地よりは若干涼しいかと思います。梅雨の時期で天候も心配していたのですが、幸い天気も良く恵まれたと思っております。メディアですと群馬の魅力度は低かったりもしますが、実際は良いところが沢山ありますので、楽しんでいただけたらと思います。今日はありがとうございました。

坂本会長より、お二人の先生には今回の学術集会にあたって大変なご負担があったと思いますが、このような立派な学術集会をご準備いただき本当にありがとうございました。また、群馬県立心臓血管センターの星野先生、長谷川先生にも大変協力いただいた事を感謝申し上げます。とコメントをいただいた。

11. 最後に

幹事会の締めくくりに、顧問の土屋 了介 先生より励ましのお言葉をいただいた。

土屋先生：私は長らく国立がんセンターで呼吸器外科をやっておりまして、この会がはじまってしばらくしてから介入していました。若い方へこの会の成り立ちをお伝えしますと、心臓も呼吸器も手術例が多いのは市中病院の方です。大学病院の教授も最初は市中病院で勉強されて教授になっていく。ところが学会をみると、理事は大学の教授がやっている。なんとか市中病院からも理事を出して、市中病院の教育面に関して意見を述べたい、そういった思いでこの会ははじまりました。そうして2002年に千葉県循環器病センターの龍野先生と私がくっつくような形で同時に二人理事にさせていただいて今日に至っています。皆様のご施設でも沢山手術をされたり、新しいことをされていらっしゃると思いますので、それを是非学会に反映できるようにこれからも頑張ってください。

以　上

資料１

胸部外科教育施設協議会 2022 年度決算書

胸部外科教育施設協議会
2022 年度決算報告書

（円）

収　　入	
前年度繰越金	3,102,628
施設年会費（336 施設分）	1,680,000
学術集会運営補助金（余剰返金分）	459,989
利息	28
計	**5,242,645**

支　　出	
学術集会 運営補助金	1,004,034
事務局経費（タクシー代、菓子折りなど）	7,764
通信費（郵送代、切手代）	311,188
消耗品費（文具、印刷代など）	51,313
ホームページ委託費（年間更新料、追加費用）	379,500
ブース出展費（日本胸部外科学術集会にて）	17,545
幹事会開催経費（会議室料、お弁当代など）	254,100
手数料（振込手数料、夜間休日 ATM 手数料など）	4,400
計	**2,029,844**

次年度繰越金	
預金残高	3,197,871
現金	14,930
計	**3,212,801**

※　監事：　近森病院　入江博之先生、湘南東部総合病院　田尻道彦先生

資料 2

胸部外科教育施設協議会 2023 年度予算書(案)

（円）

収　　入	
前年度繰越金	3,212,801
2023 年度会費（見込み金額）	1,600,000
計	**4,812,801**

支　　出	
第 35 回学術集会 運営補助金	1,000,000
通信費（郵送代、切手代）	300,000
消耗品費（文具、印刷代など）	50,000
ホームページ維持委託（年間更新料、追加費用）	380,000
ブース出展費（日本胸部外科学術集会にて）	60,000
幹事会開催経費（会議室料、お弁当代など）	200,000
各種手数料	5,000
計	**1,995,000**

次年度繰越金
2,817,801

資料 3

2023 年度事業計画書

心臓血管外科、呼吸器外科、食道外科の専門医認定修練施設（以下教育施設という）における医学・医療の進歩と臨床教育・研修の充実向上を図り胸部外科の発展に寄与するとともに、併せて相互の研鑽と親睦を深めることを目的として、以下を行なう。

1）学術集会・総会の開催、2023 年度第 1 回幹事会（現地開催）

会　期：　2023 年 6 月 17 日（土)、6 月 18 日（日）

会　場：　群馬県伊香保温泉　森秋旅館

第 35 回学術集会当番幹事：川島修 先生、江連雅彦 先生

2）2023 年度第 2 回幹事会（現地開催予定）

会　期：2023 年 10 月

（第 76 回日本胸部外科学会定期学術集会会期に合わせて開催）

会　場：仙台国際センター(予定)

3）その他

・教育施設協議会ホームページおよびリクルートページの充実

・第 76 回日本胸部外科学会学術集会にブース出展を検討

資料４

・新任幹事

	施　設　名	診　療　科	幹事氏名
1	市立札幌病院	呼吸器外科	櫻庭　幹

・交代幹事（一覧）

	施　設　名	診　療　科	旧 幹事氏名	新 幹事氏名
1	宗像水光会総合病院	心臓血管外科	田山　慶一郎	小須賀　智一
2	医療法人渓仁会手稲渓仁会病院	心臓血管外科	山田　陽	奈良岡　秀一
3	長良医療センター	呼吸器外科	藤永　卓司	小松　輝也
4	愛知県がんセンター	呼吸器外科	黒田　浩章	坂倉　範昭
5	国立循環器病研究センター	心臓血管外科	藤田　知之	松田　均
6	独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	心臓血管外科	竹田　誠	成田　卓也
7	神奈川県立がんセンター	呼吸器外科	中山　治彦	―
8	独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院	心臓血管外科	櫻井　一	野中　利通

・退会施設（一覧）

	施　設　名	診　療　科
1	地方独立行政法人　大牟田市立病院	呼吸器外科
2	市立函館病院	呼吸器外科、心臓血管外科

資料５

英語名称案、略称案（投票結果）

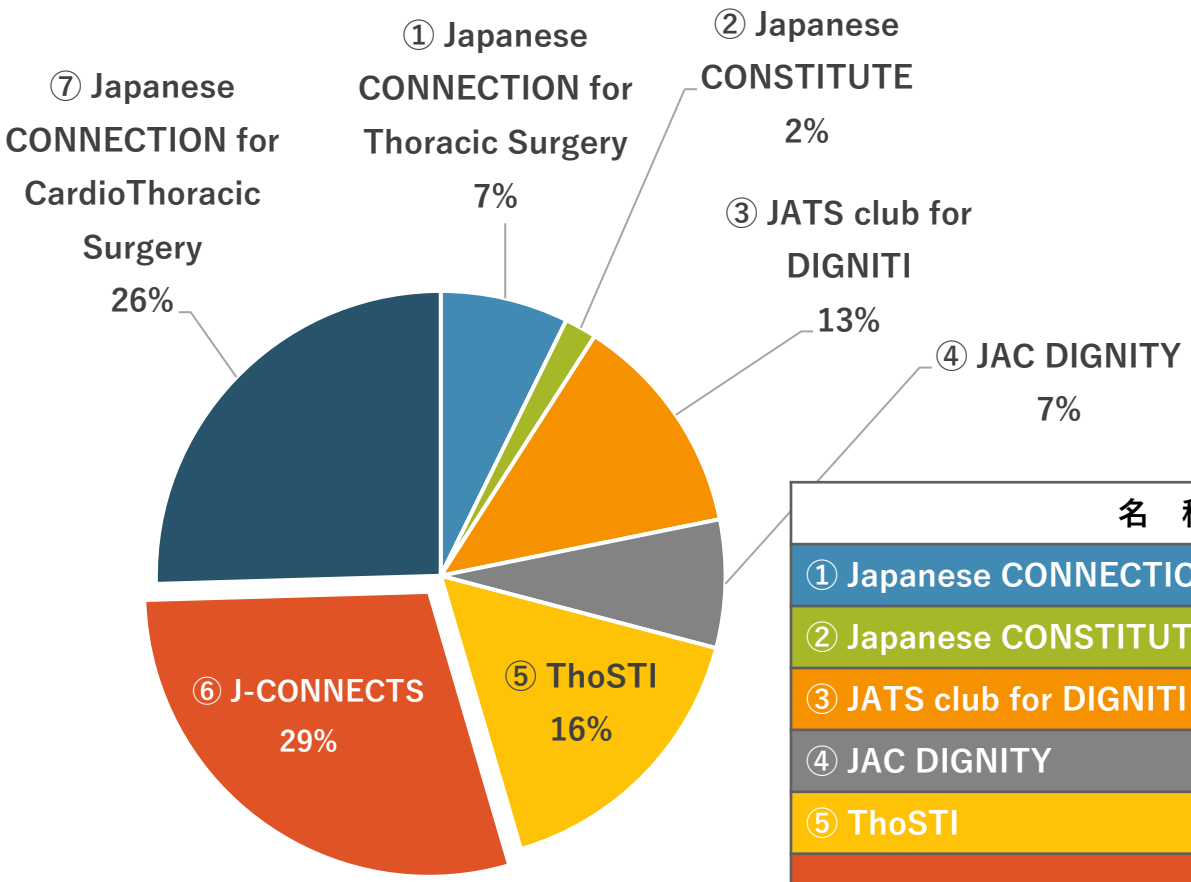

名　称　案	得　票　数
① Japanese CONNECTION for Thoracic Surgery	4
② Japanese CONSTITUTE	1
③ JATS club for DIGNITI	7
④ JAC DIGNITY	4
⑤ ThoSTI	9
⑥ J-CONNECTS	16
⑦ Japanese CONNECTION for CardioThoracic Surgery	14

胸部外科教育施設協議会　会則・細則

第１条（名称）

本会を胸部外科教育施設協議会と称する。

第２条（目的）

心臓血管外科、呼吸器外科、食道外科の専門医認定修練施設（以下教育施設という）における

医学・医療の進歩と臨床教育・研修の充実向上を図り、日本胸部外科学会の発展に寄与するとともに、

併せて相互の研鑽と交流を深めることを目的とする。

第３条（事業）

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1）胸部外科教育施設協議会学術集会の開催

2）上記学術集会の当番幹事は施設見学を主催する

3）その他必要な事業

第４条（事務局）

会長の指定する施設に置く。

第５条（会員）

本会の目的に賛同し会費を納入した教育施設に所属する日本胸部外科学会会員をもって構成する。

第６条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長　１名

副会長　2～3 名

監事　2～3 名

第７条（役員の選任）

会長は役員の推薦により幹事会での承認をもって選任される。

副会長は会長が指名し幹事会での承認をもって承認する。

監事は幹事会で選任する。

役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

第８条（幹事）

幹事 若干名(事務局幹事１名を含む)を置く。

幹事は会長の推薦により、幹事会での承認をもって選出される。

幹事は教育施設の診療科の責任者、あるいはその指名したものがあたる。

幹事が異動あるいは退職した場合は、その施設の後任の責任者、

あるいはその指名したものが、幹事会での承認を経て、幹事を引き継ぐ。

第 9 条（幹事会）

1）年 2 回、その他必要の都度会長が招集する。

2）幹事会の議長は会長または会長が指名した者とする。

3）幹事会は幹事の 1/4 の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席者(委任状を含む)の過半数の賛成をもって決する。

第 10 条（総会）

1）年 1 回胸部外科教育施設協議会学術集会開催時に、総会を開催する。

2）総会の議長は会長とする。

第 11 条（会計）

本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。

1）会費（施設会費）年額 5,000 円とする。

2）会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

3）会計報告は次年度の胸部外科教育施設協議会学術集会開催時に、幹事会で承認を得て、総会で報告する。

第 12 条（会則変更）

会則の改訂は幹事会で議決し、総会での承認を経て発効する。

第 13 条（顧問）

本会の活動に多大な功労のあった者を顧問とすることができる。

上記に該当する会員は会長の推薦により、幹事会での承認をもって顧問となる。

顧問は幹事会に出席し意見を述べることができるが、議決には参加しない。

（附則）

本会則は昭和 63 年 10 月 6 日より発効する。

本会則は平成 9 年 9 月 30 日から改正する。

本会則は平成 15 年 4 月 19 日から改正する。

本会則は平成 23 年 5 月 14 日から改正する。

本会則は平成 29 年 6 月 3 日から改正する。

本会則は令和元年 7 月 6 日から改正する。

本会則は令和 5 年 6 月 17 日から改正する。